

## 秩父市移住支援金交付要綱

### (趣旨)

第1条 市（以下「本市」と記載する。）は、本市における移住促進及び就業者の創出に取り組むことで、市の活力を高めるため、市が埼玉県とともに作成した地域再生計画（地域再生法（平成17年法律第24号）第5条に規定する地域再生計画をいう。）である「埼玉県移住就業・起業支援計画」（以下「本件地域再生計画」という。）に基づき、東京23区等から本市に移住して就業等をした者に、予算の範囲内において、移住支援金を交付する。

2 前項の移住支援金の交付に関しては、秩父市補助金等の交付手続等に関する規則（平成17年秩父市規則第52号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において「移住」とは、本市へ住民票を異動し、生活の本拠を本市へ移すことをいう。

2 この要綱において「東京圏」とは、東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県をいう。

3 この要綱において「条件不利地域」とは、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）（以下「過疎法」という。）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）をいう。

4 この要綱において「埼玉県内対象地域」とは、過疎法、山村振興法の指定区域を含む市町村をいう。

### (移住支援金の金額)

第3条 移住支援金は次条で定める交付対象者に対し、移住にかかる経費として、以下の金額を支給する。

#### (1) 基本支給額

ア 単身での移住の場合：60万円

イ 世帯での移住の場合：100万円

#### (2) 加算額

上記(1)イの支給要件に該当する者が18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合：100万円

### (交付対象者)

第4条 移住支援金の交付対象者となる者は、(1)で定める要件を満たす者のうち、(2)の要件を満たす者とする。

#### (1) 移住等に関する要件

次に掲げるア、イ及びウすべてに該当すること。第3条二の世帯向けの金額を申請する場合にあっては、エにも該当すること。

##### ア 移住元に関する要件

次に掲げる事項のすべてに該当すること

(ア) 住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に在住又は東京圏（条件不利地域を除く）に在住し、東京23区内への通勤（雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。）をしていたこと。ただし、東京圏（条件不利地域を除く。）に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学した経験を有し、かつ東京23区内の企業等へ就職した経験を有する者については、当該通学期間も通算年数に含めることができる。

- (イ) 住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住又は東京都、千葉県及び神奈川県（ただし上記1都2県にあっても条件不利地域を除く。）に在住し、東京23区内への通勤をしていたこと。（ただし、東京23区内への通勤の期間については、住民票を移す3ヶ月前までを当該1年の起算点とすることができる。）

#### イ 移住先に関する要件

次に掲げる事項のすべてに該当すること

- (ア) 本市に移住したこと。
- (イ) 埼玉県が「移住就業等支援金支給事業補助金交付要綱」及び「移住就業等支援金支給事業補助金交付要領」に基づき、移住就業等支援金支給事業の詳細を移住希望者に対して公表した後（以下「県が事業の詳細を公表後」という。）に、移住したこと。
- (ウ) 移住支援金の申請時において、移住後1年以内であること。
- (エ) 本市に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。

#### ウ その他の要件

次に掲げる事項のすべてに該当すること

- (ア) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
- (イ) 日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。
- (ウ) 申請者は、過去10年以内に申請者を含む世帯員として移住支援金を受給していないこと。ただし、移住支援金を全額返還した場合や過去の申請時に18歳未満の世帯員だった者が、5年以上経過し、18歳以上となり、埼玉県及び本市が認める場合を除く。
- (エ) その他、埼玉県又は市が移住支援金の対象として不相当と認めた者でないこと。

#### エ 世帯に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること

- (ア) 申請者を含む2人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。
- (イ) 申請者を含む2人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属していること。
- (ウ) 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、県が事業の詳細を公表後に移住しこと。
- (エ) 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも申請時において、移住後1年以内であること。
- (オ) 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

### (2) 就業先及び就業条件等に関する要件

#### ア 就職に関する要件

##### (ア) 一般の場合

次に掲げる事項のすべてに該当すること

- a 勤務地が埼玉県内対象地域又は東京圏以外の地域又は埼玉県以外の東京圏内の条件不利地域に所在すること。
- b 埼玉県を含む各都道府県が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人であること。
- c 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人でな

いこと。ただし、埼玉県及び本市の判断で対象とすることを可能とする。

- d 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて対象法人に就業していること。
- e 上記求人への応募日が、マッチングサイトに上記求人が移住支援金の対象として掲載された日以降であること。
- f 当該法人に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
- g 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

(イ) 専門人材の場合

内閣府地方創生推進室が実施するプロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業した者は、次に掲げる事項のすべてに該当すること。

- a 勤務地が埼玉県内対象地域又は東京圏以外の地域又は埼玉県以外の東京圏内の条件不利地域に所在すること。
- b 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。
- c 当該法人に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
- d 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。
- e 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。

イ テレワークに関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。
- (イ) 転入から申請までの間、勤務日数の1/5を超えて所属先企業等へ行かず、移住先において業務にあたること。
- (ウ) 所属先企業等から通勤手当として定期券相当の交通費の支給を受けていないこと。
- (エ) 移住先でテレワークにより勤務する（原則、通勤しない）こととし、かつ週20時間以上テレワークを実施すること。
- (オ) デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型））又はその前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。

ウ 本事業における関係人口に関する要件

次に掲げる（ア）から（ウ）のいずれかに該当し、かつ、（エ）から（カ）のいずれかに該当すること。

- (ア) 移住支援金の交付申請に係る転入日以前に、本市に住民登録があること。
- (イ) 本市内の小・中・高等学校（廃止となったものを含む）又は特別支援学校を卒業したこと。
- (ウ) 「本市へふるさと納税を寄付した経験がある」又は「秩父市お試し居住用住宅を利用した経験がある」こと。
- (エ) 本市内の農林水産業に就業する者。
- (オ) 本市内の医療・介護・福祉業に就業する者。
- (カ) 本市内の建設業に就業する者。

(交付の申請及び実績報告)

第5条 支援金の交付を受けようとする者は、市長が別に定める日までに、移住支援金交付申請書兼実績報告書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 全申請者が提出必須の書類

- ア 写真付き身分証明書の写しその他の提示により本人確認できる書類の写し
- イ 移住先の住民票
- ウ 移住元の住民票の除票の写し(移住元での在住地、在住期間を確認できる書類)
- エ 移住支援金の振込先の預金通帳又はキャッシュカードの写し(確実に振込可能となる情報(金融機関名・支店名・口座種類・口座番号・店番号・名義人名)が確認できるものに限る。)
- オ その他市長が必要と認める書類

(2) 第4条(1)ア(ア)及び(イ)に該当する者のうち東京23区への通勤者(雇用者)のみ提出が必要な書類

東京23区で勤務していた企業等の就業証明書その他移住元での在勤地、在勤期間、及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類

(3) 第4条(1)ア(ア)及び(イ)に該当する者のうち東京23区への通勤者(法人経営者又は個人事業主)のみ提出が必要な書類

- ア 開業届出済証明書その他移住元での在勤地を確認できる書類
- イ 個人事業等の納税証明書その他移住元での在勤期間を確認できる書類

(4) 第4条(1)ア(ア)及び(イ)に該当する者のうち東京23区内の大学等への通学期間を移住元に関する要件としての年数に含める者のみ提出が必要な書類

卒業証明書等(在学期間や卒業校を確認できる書類)

(5) 世帯人員が2人以上の世帯向けの金額を申請する場合にのみ必要な書類

- ア 移住先の住民票(申請者を含む2人以上の世帯員の移住元での在住地を確認できる書類)
- イ 移住元の住民票の除票の写し(申請者を含む2人以上の世帯員の移住元での在住地を確認できる書類)

(6) 第4条(2)の就業先及び就業条件等に関する要件を満たす者のみ提出が必要な書類

- ア 就職に関する要件を満たす者  
就業先企業等の就業証明書(移住支援金の申請用) (様式第2-1号)
- イ テレワークに関する要件を満たす者  
就業先企業等の就業証明書(移住支援金の申請用) (様式第2-2号)
- ウ 本事業における関係人口に関する要件を満たす者  
関係人口に関する要件の申告書(様式第2-3号)  
就業先企業等の就業証明書(移住支援金の申請用) (様式第2-4号)

(交付の条件)

第6条 次に掲げる事項は、交付の決定をする際の条件となるものとする。

(1) 支援金の申請日から5年以内に本市での居住が困難となった場合、又は支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職に在職することが困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならないこと。

(2) 支援金に関する報告及び立入調査について、埼玉県又は本市から求められた場合には、それに応じなければならないこと。

(交付の決定及び額の確定)

第7条 市長は、支援金の交付を決定し額の確定をしたときは、移住支援金交付決定通知書兼交付確定通知書（様式第3号。以下「交付決定通知書」という。）により通知するものとする。審査の結果支援金の交付を不相当と認める場合又は予算上の理由等により当該年度における支援金の交付が不可である場合も、その旨を同様に申請者に通知するものとする。

(支援金の請求)

第8条 支援金の交付の決定及び確定を受けた者が支援金を請求しようとするときは、前条に定める交付決定通知書を受け取った日から起算して10日以内に（若しくは「市長が別に定める日までに」）、請求書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

(交付決定通知書の再交付)

第9条 申請者が補助金の交付決定を受けた後、紛失等の理由により交付決定通知書の再交付を必要とするときは、移住支援金交付決定通知書兼交付確定通知書再交付申請書（様式第5号。以下「再交付申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

(再交付決定及び通知)

第10条 市長は前条に規定する再交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、速やかに移住支援金交付決定通知書兼交付確定通知書〔再交付〕（様式第6号）により、申請者に交付する。

(支援金の返還)

第11条 市長は、移住支援金の支給を受けた者が次の区分に応じて掲げる要件に該当する場合には、移住支援金の全額又は半額の返還を請求するものとする。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情として埼玉県及び本市が認めた場合はこの限りではない。

(1) 全額の返還

ア 虚偽の申請等をした場合

イ 移住支援金の申請日から3年未満で本市から転出した場合

ウ 第4条(2)に定める就業の場合において、移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合

(2) 半額の返還

移住支援金の申請日から3年以上5年以内で本市から転出した場合

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年3月9日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。